2　前項に規定する旧税率適用課税仕入れ等とは、次に掲げる課税仕入れ及び課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。第一号において同じ。）の保税地域からの引取りをいう。

一　消費税法第六十条第四項の規定の適用を受ける事業者（次号において「国等」という。）が国内において行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税につき、改正法附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該課税仕入れ及び当該課税貨物の保税地域からの引取り

二　国等が国内において行った課税仕入れのうち、改正法附則第十六条第一項において準用する改正法附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文若しくは第七条第一項の規定又は附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文若しくは第五項の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたもの

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十八号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「二、一〇〇、四〇〇トン」に、「四九、九〇〇トン」を「五〇、六〇〇トン」に、「五八、八〇〇トン」を「五三、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「二九一、六〇〇トン」を「二六六、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二六年一〇月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第六十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3　四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

第十五条に次の一項を加える。

4　前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3　四半期連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期連結会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第六号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

第二十条に次の一項を加える。

4　前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　特定会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）」を「第八章　外国会社の財務書類（第百二十九条―第百三十三条）」に改める。

表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）」を「第七章　特例財務諸表（第百二十九条・第百三十条）」に改める。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　特定会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）」を「第八章　外国会社の財務書類（第百二十九条―第百三十三条）」に改める。

財務書類（第百三十一条―第百三十五条）

様式第七号の二記載上の注意中4．を5．とし、3．の次に次のように加える。

4．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。